

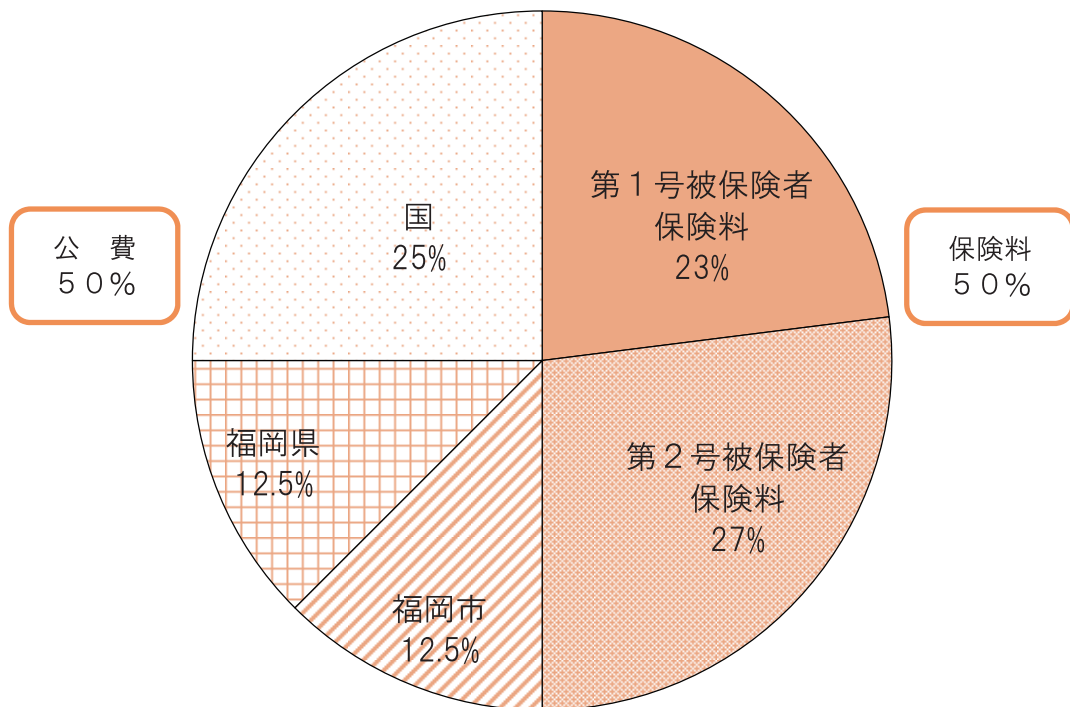
第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと 第1号被保険者保険料

1. 負担と給付（サービス）との関係（公費と保険料）

介護保険制度は、負担と給付（サービス）の関係が明確な社会保険制度となっています。

サービス費用は、国・都道府県・市町村の公費（税金）と、保険料でまかなわれます。保険料は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）が負担します。公費と保険料それぞれの負担割合は国が定めており、サービス費用が大きくなるほど、保険料で負担する金額も大きくなる仕組みとなっています。

《介護保険の標準的な費用負担構造（第8期）》



※ 上記は基本であり、具体的な負担割合はサービスによって異なる。
具体的な負担割合は、P61参照

※ 保険料の負担割合50%のうち、第1号保険料と第2号保険料の割合は介護保険事業計画期間（3年）ごとに、人口比で按分される。

	第7期		第8期
第1号保険料	23%	⇒	23%
第2号保険料	27%	⇒	27%

2. 第8期介護保険事業計画における事業費

(1) 第8期計画期間（2021～2023年度（令和3～5年度））における保険給付費等の見込み（利用者負担を除いた額）

（単位：百万円）

	R3	R4	R5	計
保険給付費	102,524	104,970	107,266	314,760
在宅サービス経費	68,586	71,229	73,427	213,242
施設サービス経費	28,248	28,314	28,306	84,868
その他経費	5,690	5,427	5,533	16,650
地域支援事業費	7,850	8,405	8,604	24,859
介護予防・日常生活支援総合事業費	5,220	5,534	5,721	16,475
包括的支援事業・任意事業費	2,630	2,871	2,883	8,384
介護保険費用 計	110,374	113,375	115,870	339,619

【保険給付費等の見込み方】

① 保険給付費（在宅サービス経費・施設サービス経費）

サービス別に、下記の計算式で保険給付費を見込みました。

$$\boxed{\text{第8期給付費}} = \boxed{\text{令和元年度給付費実績}} \times \frac{\boxed{\text{第8期サービス必要見込量}}}{\boxed{\text{令和元年度サービス利用量実績}}} \times \boxed{\text{介護報酬改定率}}$$

② 保険給付費（その他の経費）

在宅・施設サービスに共通する経費として、下記の経費を見込みました。

- 高額介護サービス費
- 高額医療合算介護サービス費
- 特定入所者介護サービス費
- 審査支払手数料

③ 地域支援事業費

国等の交付金の対象となる地域支援事業の事業費は、国が上限額を定めています。その上限額の考え方に基づき、地域支援事業費を見込みました。

(2) 保険給付費等の負担割合と第1号保険料の負担額

(単位：百万円)

支出区分	負担区分		負担割合	負担額
保険給付費	国負担分	定率負担分	20.0% (15.0%)	57,584
		調整交付金	4.3%	13,535
	県負担分		12.5% (17.5%)	44,713
	市負担分		12.5%	39,345
	第2号保険料(40~64歳)		27.0%	84,985
	第1号保険料(65歳以上)		23.7%	74,598
	合計		100.0%	314,760
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	国負担分	定率負担分	20.0%	3,296
		調整交付金	4.3%	708
	県負担分		12.5%	2,059
	市負担分		12.5%	2,059
	第2号保険料(40~64歳)		27.0%	4,448
	第1号保険料(65歳以上)		23.7%	3,905
	合計		100.0%	16,475
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業費)	国負担分		38.5%	3,228
	県負担分		19.25%	1,614
	市負担分		19.25%	1,614
	第1号保険料(65歳以上)		23.0%	1,928
	合計		100.0%	8,384

※ 負担割合の()は、施設等給付費の負担割合。施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設にかかる給付費。

第1号保険料(65歳以上)の負担額の合計

80,431百万円

3. 第1号被保険者保険料の算出方法

(1) 所得段階別の第1号被保険者数

区 分			負担割合	R3	R4	R5
第1段階	本人が 市民税 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.45	(人) 76,690	(人) 77,990	(人) 79,380
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.65	30,010	30,530	31,080
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.75	30,130	30,640	31,200
第4段階	世帯 課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	38,600	39,250	39,960
第5段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	1.00	37,350	37,980	38,670
第6段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が125万円以下	1.10	44,850	45,620	46,440
第7段階		本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	1.30	38,520	39,170	39,880
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.60	23,010	23,400	23,820
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.80	9,890	10,050	10,240
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.00	4,980	5,070	5,160
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20	2,680	2,720	2,770
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.40	1,840	1,870	1,910
第13段階	本人の合計所得金額が700万円以上	2.50	9,850	10,010	10,190	
合計				348,400	354,300	360,700

※ 次項「(3)②低所得者等への配慮」の対象見込数 340 人を第1段階へ移行しています。

負担割合 (0.45~2.50) で補正した第1号被保険者数 (補正第1号被保険者数)

	R3	R4	R5	3か年合計
補正第1号被保険者数	347,632人	353,496人	359,902人	1,061,030人

※ 補正第1号被保険者数 第1段階 ○○○人 × 0.45 = ●●●人
 ……
 第13段階 △△△人 × 2.50 = ▲▲▲人
 合計 (補正第1号被保険者数) □□□人

(2) 第1号被保険者保険料（基準額）の算出

第1号保険料 負担額	介護給付費 準備基金から の繰入れ等 ※1	保険料収納 必要額 ※2
80,431百万円	- 2,148百万円	= 78,283百万円

保険料収納 必要額 ※2	÷	補正第1号 被保険者数	÷	予定保険料 収納率 ※3	=	保険料 基準額	÷	12月	=	保険料 基準月額
78,283百万円	÷	1,061,030人	÷	98.77%	=	74,699円	÷	12月	=	6,225円

※1 介護給付費準備基金からの繰入れ以外に、保険者機能強化推進交付金等として348百万円を含む

※2 保険料収納必要額とは、第8期計画期間において第1号被保険者保険料として確保することが必要な額

※3 予定保険料収納率とは、第8期計画期間において保険料として賦課すべき額の総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合

(3) 第1号被保険者の保険料負担の軽減

① 介護給付費準備基金の活用

第7期計画までに発生している保険料の剰余金については、福岡市に設置している介護給付費準備基金に積立えています。

第8期計画においては、介護給付費準備基金の残高のほぼ全額にあたる18億円を活用し、保険料の上昇を抑制します。

② 低所得者等への配慮

ア 多段階の保険料段階の設定

低所得者の方の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、第7期計画に引き続き、保険料段階を13段階で設定します。

イ 公費投入による保険料負担の軽減

引き続き、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険給付費の5割の公費（国・県・市）とは、別枠で公費を投入し、第1～3段階の乗率の引き下げ（第1段階0.45→0.25、第2段階0.65→0.4、第3段階0.75→0.7）を行います。（P64参照）

ウ 保険料の減額制度の実施

引き続き、保険料所得段階の第2段階と第3段階の方のうち、収入や資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額を第2段階及び第3段階から第1段階に減額する制度を本市独自で実施します。

（各年度見込み：第2段階 310人、第3段階 30人）

(4) 所得段階別の第1号被保険者保険料

区 分			計算方法	保険料 月額
第1段階	本人が 市民税 非課税	世帯 非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	(軽減前※) 基準額 ×0.45 2,801円
第2段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	(軽減前※) 基準額 ×0.65 4,046円
第3段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	(軽減前※) 基準額 ×0.75 4,669円
第4段階	本人が 市民税 非課税	世帯 課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90 5,602円
第5段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 6,225円
第6段階	本人が 市民税 課税		本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10 6,847円
第7段階			本人の合計所得金額が 125万円超200万円未満	基準額 ×1.30 8,092円
第8段階			本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60 9,960円
第9段階			本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80 11,205円
第10段階			本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00 12,450円
第11段階			本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20 13,695円
第12段階			本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40 14,940円
第13段階			本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50 15,562円

※ 公費投入による保険料負担軽減

国において、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、公費（国・県・市）を投入することで保険料を軽減する仕組みが導入されています。この仕組みにより、福岡市では以下のとおり保険料を引き下げています。

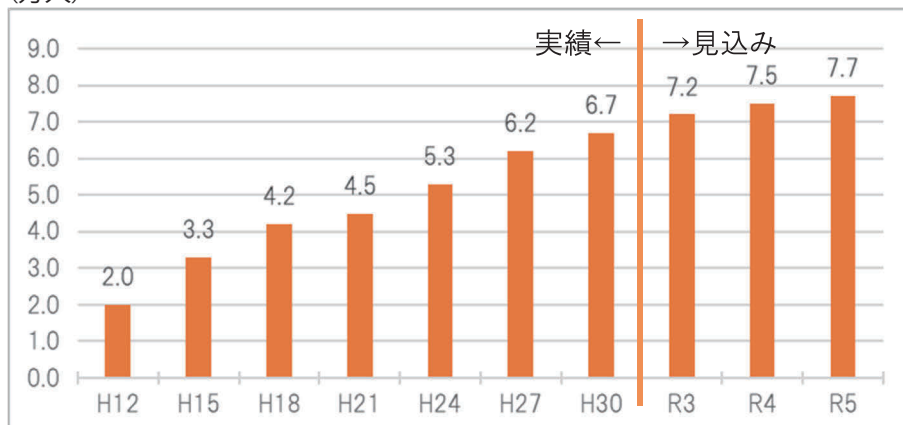
区分	計算方法	保険料 月額
第1段階	(軽減後※) 基準額×0.25	(軽減後※) 1,556円
第2段階	(軽減後※) 基準額×0.4	(軽減後※) 2,490円
第3段階	(軽減後※) 基準額×0.7	(軽減後※) 4,357円

【参考】福岡市における第1号被保険者保険料等の推移

○ 要介護認定者数の推移

要介護認定者は、介護保険制度が始まった平成12年度は約2万人でしたが、高齢化の進展により、令和5年度には約7万7千人になる見込みです。

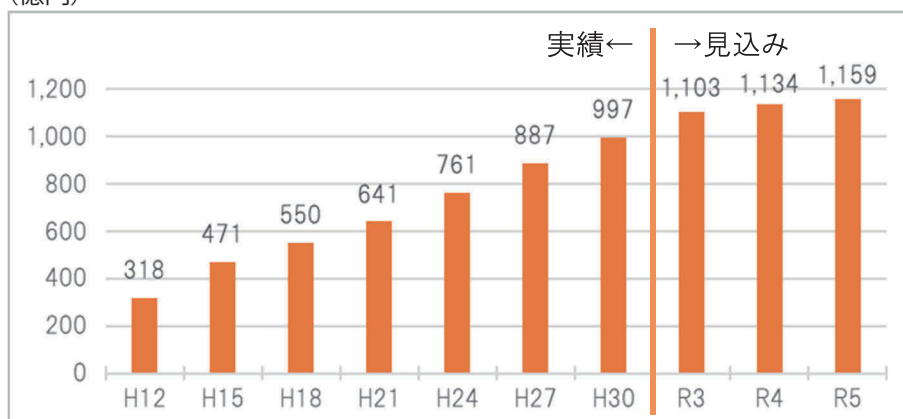
(万人)



○ 保険給付費等の推移

要介護認定者の増加に伴い、介護保険サービスの利用も増え、平成12年度は約318億円だった保険給付費等は、令和5年度には約1,159億円になる見込みです。

(億円)



○ 第1号被保険者保険料（基準月額）の推移

保険給付費等が増えたことで、制度開始時は3,290円だった第1号被保険者保険料（基準月額）は、第8期事業計画では6,225円になります。

(円)

